

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 15 日から同年 12 月 15 日まで

私は、申立期間において、職業安定所からの紹介で季節労働者としてA社に勤めていたが、厚生年金保険の加入記録がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間の一部においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「申立期間当時、A社においては、季節労働者はB健康保険と失業保険に加入させていたが、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していなかった。」と述べており、複数の同僚からも申立期間当時、同社においては、正社員のみを厚生年金保険に加入させ、季節労働者については、厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

また、申立人及び申立人と同時期に季節労働者としてA社に勤務していたとして申立人から名前が挙げられた同僚7人について、同事業所における厚生年金保険被保険者原票を確認したが、被保険者整理番号に欠番は無く、申立人及び当該同僚7人の氏名は見当たらない。

さらに、A社は既に閉鎖しており、事業主も死亡している上、申立人も給与明細書等の資料を所持していないなど、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。